○関東地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　東京都大田区東海三丁目一三番から同区東海三丁目一七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
本庄市鵜森字石川原四七八番八地先から同市寿三丁目四七〇番二まで	前	一三・九三～二五・八一メートル　〇・一五〇キロメートル
	後	一六・五七～二六・六一　〇・一五〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　東京都大田区羽田空港三丁目一番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第十七号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線

三　事業施行期間　自平成四年一月九日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千六百五十二号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線

三　事業施行期間　自平成十年八月二十八日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百十号東京都市計画道路事業補助線街路第二十八号線

三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千三百十一号東京都市計画道路事業補助線街路第四十六号線

三　事業施行期間　自平成三年六月二十八日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日　　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百二十四号東京都市計画道路事業補助線街路第六十二号線

三　事業施行期間　自平成六年十二月二十日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし